

利息分割受取型定期預金

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（証券類の受入）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、この預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、次によります。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日の4ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B. 預入日の3年後後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C. 預入日の4年後後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| g. 3年以上5年未満 | 約定利率×70% |

D. 預入日の5年後後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| g. 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| h. 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書換継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

5. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、通帳に記載しない、または証書を発行しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにまたは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (単利型)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下本項において同じ。) から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率 (継続後の預金については別記第 1 条 2 項の利率。以下「約定利率」という。) によって計算し、満期日に支払います。

ただし、この預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、次によります。

① 利息の支払いが 1 か月ごとの場合

預入日の 1 ヶ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」という。) を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

② 利息の支払いが 2 か月ごとの場合

預入日の 2 ヶ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」という。) を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日の4ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| g. 3年以上5年未満 | 約定利率×70% |

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------------|----------------|
| a. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×10% |
| c. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×10% |
| d. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率×10% |
| e. 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×20% |
| f. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率×20% |
| g. 3 年以上 4 年未満 | 約定利率×40% |
| h. 4 年以上 5 年未満 | 約定利率×60% |

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

5. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第 3 条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、通帳に記載しない、または証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにまたは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (証券類の受入)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、この預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、次によります。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日の4ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息の差額を清算します。

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

A 預入していた期間と約定期間に応じた利率

預入していた期間 \ 約定期間	1か月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満のもの	4年以上 5年未満のもの	5年もの
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
4年以上5年未満	—	—	約定利率×70%	約定利率×60%

B 約定利率
$$= \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の期日まで新たに預入するとした場合、その預入に際し適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限ります。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項において同じ。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については別記第1条2項の利率。

以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、この預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、次によります。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日の4ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6ヵ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息の差額を清算します。

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

A 預入していた期間と約定期間に応じた利率

預入していた期間 \ 約定期間	1か月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満のもの	4年以上 5年未満のもの	5年もの
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
4年以上5年未満	—	—	約定利率×70%	約定利率×60%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上